# 職業リハビリテーションの実施体制の概要

(ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター)

# ハローワークにおける障害者の雇用促進のための取組

### 1 雇用率達成指導の強化

- 〇 雇入れ計画期間及び公表猶予基準の見直し
  - ・雇入れ計画期間の短縮(3年→2年)
  - 公表猶予基準の見直し
  - ※ 平成24年1月1日以降適用

### 2 障害者に対する職業紹介等の充実

- 相談・支援体制の充実・強化(「就職支援ナビゲーター(障害者支援分)」の配置等)
- 各種の雇用支援策の活用(トライアル雇用、ジョブコーチ支援等)
- 関係機関との連携の強化(地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等)
- 定着指導 等

### 3 事業主に対する障害者雇用促進のための取組

- 事業主に対する助言及び指導
- 雇用率達成指導と結びついた職業紹介の実施
- 障害者向けの求人開拓の実施(一般求人から障害者求人への転換を含む。)
- ・ 各種助成金制度の活用
- 定着指導 等

# 地域障害者職業センターの概要

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、全国47都道府県(ほか支所5か所)に設置。

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施。

#### √ ○ 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

#### 〇 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援。

#### 〇 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

#### 〇 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施。

#### 〇 事業主に対する相談・援助

<u>障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門</u>的な助言、援助を実施。

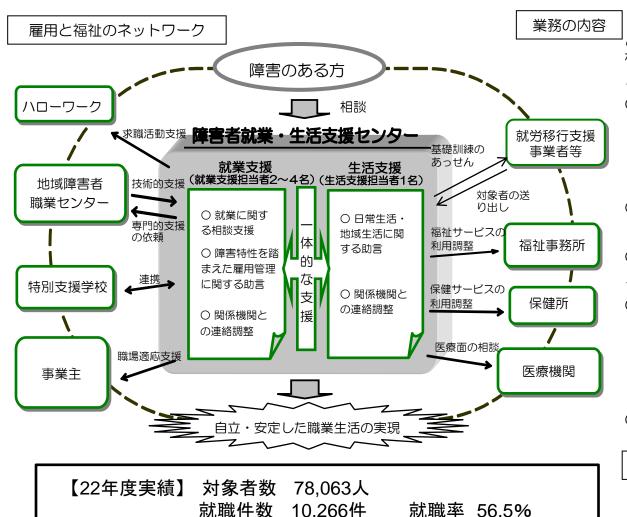
#### ○ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施。

### 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う 「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

平成14年度 21センター (14年5月事業開始時) → 24年度 327センター (予定)



就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

#### <就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
  - ・ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、 職場実習のあっせん)
  - ・ 就職活動の支援
  - ・職場定着に向けた支援
- <u>障害のある方それぞれの障害特性を踏まえ</u> た雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

#### <生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
  - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理 等の日常生活の自己管理に関する助言
  - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

#### 設置箇所数

24年4月現在 315センター

# 参照条文

◎障害者の雇用の促進等に関する法律(抄)

(事業主に対する助言及び指導)

第18条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(地域障害者職業センター)

第22条 地域障害者職業センターは、都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行う。

**一•**二 (略)

三 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項について助言その他の援助を行うこと。

四~六 (略)

(業務)

第28条 障害者就業・生活支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。
- 二•三 (略)
- ◎障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(抄)
  - 第4条の9 法第28条第1号の厚生労働省令で定める援助は、法第27条第1項に規定する支援対象障害者に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。